

公益財団法人静岡県臓器バンク定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人静岡県臓器バンクという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県浜松市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に定める臓器の移植を推進するため、移植医療についての知識の普及啓発、臓器提供意思表示の促進、臓器移植に関する調査研究並びに体制整備等の支援を行い、もって県民の福祉の向上と健康で活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 移植医療に係る知識の普及啓発及び臓器提供に係る意思表示促進に関する事業
- (2) 移植医療における医療機関での業務支援に関する事業
- (3) 臓器移植に関する人材育成及びその支援
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、静岡県において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規律)

第6条 この法人は、理事会において別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に行い、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持及び向上に努めるものとする。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

第7条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次の各号の財産をもって構成する。

- (1) 基本財産と指定して寄附された財産
- (2) 理事会及び評議員会で、基本財産に繰り入れることを決議した財産

(財産の維持)

第8条 この法人は、財産については、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって適正な維持及び管理をしなければならない。

(財産の管理及び運用)

第9条 この法人の財産の管理及び運用は理事長が行うものとし、その方法は理事会において別に定める資金運用規程による。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の書類については、毎事業年度開始の日の前日までに静岡県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会において承認を得るものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 前2項の書類については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に静岡県知事に提出しなければならない。

(長期借入金及び基本財産の処分)

第12条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、総評議員の3分の2以上の決議を経なければならない。

2 この法人が基本財産の処分を行おうとする時も、前項と同じ決議を経なければならない。

(会計原則等)

第13条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会において別に定める会計処理規程による。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会において別に定める。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第14条 この法人に、評議員8名以上10名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員長とする。

(選任等)

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体において職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員長は、評議員会において選定する。

4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

5 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を静岡県知事に届け出るものとする。

(権限)

第16条 評議員は、評議員会を構成し、第19条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、第14条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第18条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 役員等の報酬及び費用に関する規程
- (3) 理事及び監事の費用の額の決定
- (4) 評議員の選任及び解任
- (5) 定款の変更
- (6) 各事業年度の事業計画及び予算の報告
- (7) 各事業年度の事業報告及び決算の承認

- (8) 長期借入金の借入
 - (9) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (10) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (11) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (12) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 3 前項の規定にかかわらず、評議員会においては、第22条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第21条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第22条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第23条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

- 2 評議員長に事故があるときは、評議員会において、出席した評議員の中から議長を選定する。

(定足数)

第24条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第25条 評議員会の議事は、一般社団・財団法人法第189条第2項に規定する事項及びこの定款で別に規定するものを除き、決議に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに前項の決議を行わなければならない

ない。

3 第1項前段の場合において、議長は、評議員として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第26条 理事が、評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、決議に加わることでできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第27条 理事が評議員の全員に対して、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第28条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第29条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において別に定める評議員会運営規則による。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第30条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上20名以内

(2) 監事 2名又は3名

2 理事のうち、2名又は3名を一般社団・財団法人法上の代表理事とし、うち1名を理事長、その他を副理事長とする。又、代表理事以外の理事のうち、1名又は2名を一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第31条 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。

2 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

- 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を静岡県知事に届け出るものとする。

(理事の職務及び権限等)

第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定める職務権限規程により、この法人の業務を分担執行する。
- 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第33条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の調査をすることができる。

(任期)

第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第30条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第35条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議に加わることでできる評議員の議決権の4分の3以上の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第36条 役員は無報酬とする。

- 2 役員にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

(取引の制限)

第37条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 前2項の取扱いについては、第50条に定める理事会運営規則による。

(顧問)

第38条 この法人に、顧問3名以内を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験を有する者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4 前項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

(顧問の職務)

第39条 顧問は、理事長の諮問に答え意見を述べ、又は理事会に出席して意見を述べることができる。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第40条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第41条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時、場所及び目的である事項等の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止

(開催)

第42条 理事会は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上開催する。

2 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第43条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に理事会を開催しなければならない。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第44条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第45条 理事会は、決議に加わることのできる理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第46条 理事会の決議は、この定款で別に規定するものを除き、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として決議に加わるることができない。

(決議の省略)

第47条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第48条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、当該事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第32条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第49条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第50条 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事会運営規則による。

第5章 事務局

(設置等)

第51条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める就業規程及び給与規程による。

第6章 賛助会員

(賛助会員)

第52条 この法人の目的及び事業に賛同し、援助する個人又は団体を、賛助会員とする。

2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会において別に定める賛助会員規程による。

第7章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第53条 この定款は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の4分の3以上の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第15条についても適用する。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益法人認定法」という。)第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときには、静岡県知事の認定を受けなければならない。

4 前項以外の定款の変更を行った場合には、遅滞なく、その旨を静岡県知事に届け出なければならない。

(合併等)

第54条 この法人は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の4分の3以上の決議により、他の一般社団法人又は一般財団法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を静岡県知事に届け出なければならない。

(解散)

第55条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第56条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益法人認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第5条第17号イからトに掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第57条 この法人が、清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益法人認定法第5条第17号イからトに掲げる法人に贈与するものとする。

第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第58条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会において別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第59条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会において別に定める情報公開規程による。

(公告)

第60条 この法人の公告は、電子公告により行う。

第9章 補 則

(委任)

第61条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事のうち理事長は鈴木和雄、副理事長は加藤正明、指出昌秀とし、業務執行理事は土屋次義、大田原佳久とする。

3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

岡田典之、宮地邦彦、長田純男、渡辺忠昭、坂本裕、近藤孝、山田一男、池田誠、平井正晴、竹内睦雄

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

5 この定款は、令和元年6月13日から施行する。

6 この定款は、令和8年4月1日から施行する。

事業 年度	自	令和7年4月1日	法人コード	A001996
	至	令和8年3月31日	法人名	公益財団法人静岡県臓器バンク

役員等名簿

1. 評議員（公益財団法人の場合のみ）

フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤
スギヤマ	トシカズ	杉山	壽一	非常勤
カゲヤマ	シンジ	影山	慎二	非常勤
ヒラヤマ	トモアキ	平山	智朗	非常勤
ヨシダ	シゲタカ	吉田	成孝	非常勤
ゴトウ	ユキヒロ	後藤	行宏	非常勤
ナカニシ	トシマサ	中西	利方	非常勤
マツシタ	トモユキ	松下	友幸	非常勤
ムラマツ	ミチオ	村松	道夫	非常勤
モチヅキ	ヨシカズ	望月	良和	非常勤
オオクボ	ジュンイチ	大久保	淳一	非常勤

2. 理事

代表理事・外部理事は、その者の「代表理事」「外部理事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	代表 理事	外部 理事
オオタ	ノブタカ	太田	信隆	非常勤	レ	
モリ	ノリコ	森	典子	非常勤	レ	
カトウ	タクヤ	加藤	拓也	非常勤	レ	
オザワ	テルオ	小澤	照雄	非常勤		レ
ウンノ	ナオキ	海野	直樹	非常勤		レ
アオキ	ハルミ	青木	春美	非常勤		レ
オノウエ	フミオ	尾上	文雄	非常勤		レ
チギラ	マコト	千明	眞	非常勤		レ
ワラシナ	タカヒロ	藁科	孝博	非常勤		レ
スズキ	コウイチロウ	鈴木	孝一郎	非常勤		レ
イシダ	ユキヒロ	石田	幸博	非常勤		レ
コマツ	エイジ	小松	栄治	非常勤		レ
ヒライ	ヨシヤス	平井	義泰	非常勤		レ
フジワラ	マナブ	藤原	学	非常勤		レ
ヨシダ	タカヒロ	吉田	尚弘	非常勤		レ
イナモト	テルオ	稲元	輝生	非常勤		レ
ハラ	セイジ	原	誠司	非常勤		レ
ハラキ	マサオ	原木	雅雄	非常勤		レ

3. 監事

外部監事は、その者の「外部監事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	外部 監事
ハンバ	ヒロヤス	半場	浩恭	非常勤	レ
ヤマザキ	マサフミ	山崎	匡史	非常勤	レ

令和7年度 事業報告
(事業年度:令和7年4月1日～令和8年3月31日)

公1 腎臓移植の普及促進に関する事業

ア 院内体制の充実のため、県内医療機関を巡回、移植関連情報提供・相談・助言

ア① 静岡県臓器移植コーディネーター(Co)による医療機関の巡回 96回

浜松医療センター、聖隷浜松病院、浜松医科大学医学部附属病院、静岡済生会総合病院、中東遠総合医療センター、静岡県立総合病院、
藤枝市立総合病院、静岡県立こども病院、磐田市立総合病院、聖隷三方原病院

② 臓器提供講演会企画・講師紹介等 施設

開催日	実施施設	開催日	実施施設
3月4日	聖隷三方原病院 臓器移植講演会 静岡済生会総合病院 救命救急センター長 部長 小柴真一先生		

③ 脳死下・心停止下の臓器提供シミュレーション実施等の指導・支援 施設

開催日	実施施設	開催日	実施施設
8月14日	静岡済生会総合病院(法的脳死判定シミュレーション)	11月20日	静岡済生会総合病院(手術室シミュレーション)

イ 献腎発生時から提供後までの円滑な連絡調整。腎臓摘出・搬送・移植までのプロセスを担う。提供後に提供施設や提供者に対し移植経過報告の実施。提供者家族のアフターケア。

イ① 臓器提供者数:6人(脳死下提供:6人、心停止後提供:0人) ドナー情報に対する相談業務17件、9施設

② 献腎移植者数:3人(県内からの提供:3人、県外からの提供:0件)

静岡県内 腎臓移植施設	移植腎数	静岡県内 腎臓移植施設	移植腎数
浜松医科大学医学部附属病院	2	静岡県立総合病院	1

(参考) 県外移植施設での移植数

心臓 5件、肺 8件(片肺ずつ3件)、肝臓 6件、脾・腎同時 3件、腎臓 9件、小腸 1件

③ 臓器提供者への感謝状の交付:希望者 4名

④ 前年度(令和6年度)の臓器提供施設及びドナー家族への移植報告、R7年度提供者家族訪問(通夜・葬儀・移植報告):のべ 15回訪問

⑤ 臓器提供の連絡調整のための勉強会

開催日	開催場所	内容	開催日	開催場所	内容
12月4日	静岡県警	検視実務専科講義			

ウ 提供現場の医師、移植医師、院内移植Co等の移植関係者会議を開催し専門的知識の情報交換や症例検討等各々のスキルアップを図った。

開催回数	開催日	参加施設	参加人数	開催場所	内容
374	4月22日	24	36	あざれあ	定期総会・臓器移植概論
375	5月20日	22	34	あざれあ	院内Coの活動について
376	6月10日	20	38	あざれあ	グループワーク:脳死下臓器提供の流れ・適応・禁忌について
377	7月4日	20	35	ベガサート	脳死下臓器提供事例報告:浜松医科大学医学部附属病院、浜松医療センター グループワーク:臓器提供の情報提供について
378	8月14日	13	29	浜松社会福祉交流センター	一日研修会
379	9月16日	22	40	あざれあ	法的脳死判定について
380	10月21日	23	42	あざれあ	心停止後臓器提供について
381	11月21日	16	25	浜松福祉交流会館	心臓レシピエント様ご講演
382	12月16日	19	37	あざれあ	脳死下臓器提供事例報告
383	1月20日	32	42	あざれあ	ドナーご家族のお話
384	2月17日	20	36	あざれあ	講演「今後の移植医療体制について」 講師:浜松医科大学医学部附属病院 救急災害医学講座教授 渥美生弘先生
385	3月10日	20	33	あざれあ	提供に至らなかった事例報告

② 静岡県臓器提供・移植対策協議会の開催 開催数:1回

開催回	開催日	参加施設数	参加人数	開催場所	内容
57	7月4日	18	65	ペガサート	脳死下臓器提供症例報告:浜松医科大学医学部附属病院、浜松医療センター

③ 静岡県腎移植担当医懇談会の開催 開催数:1回

開催回数	開催日	開催場所	内容
109	6月5日	オンライン	症例検討

④ 臓器提供に関するワークショップ【浜松医科大学:臓器提供施設連携体制構築事業】

開催回数	開催日	内容	開催場所
-	2月7日	臓器提供施設連携体制構築事業ワークショップ	浜松医科大学医学部附属病院

⑤ 法定脳死判定における高感度脳波測定の勉強会

開催回数	開催日	内容	開催場所
1	12月8日	高感度脳波測定のコツや新マニュアル対策など講義	オンライン

オ 今後の移植医療の発展に繋げるため、意識調査を実施したり、関連団体、関連書物での腎不全・移植関連データの収集を行った。

オ① 腎不全に関する調査のため、各学会の情報を集めた。

開催日	場所	学会	開催日	場所	学会
10/9-10/11	ウインク愛知(名古屋市)	第61回日本移植学会			

② 静岡県における各種腎不全・移植関連データ

年 度	腎臓提供数	献腎移植数	移植希望者数
07年度	12	3	435(※)

(※) 2025年12月末時点

カ 臓器提供の意思を生かし、提供につなげる体制整備。委員会を設置。調査依頼した施設に対し助成。

カ① 臓器提供推進委員会を開催した。

開催回	開催日	場所	参加者	内容
第14回	3月9日	CSA会議室	8名	全国・県下の臓器提供の現状、今後の移植体制の在り方、本会の今後について

その他公1の事業を達成するための事業

① 院内移植Coが実施する体制整備のための院内啓発活動への支援

日付	場 所	内 容	日付	場 所	内 容
6月7日	静岡済生会総合病院	病院フェア	8月2日	静岡県立総合病院	オープンホスピタル
8/1-9/26	藤枝市立総合病院	院内展示	9月20日	磐田市立総合病院	市民公開講座普及啓発ブース
10/1-10/7	浜松医科大学医学部附属病院	院内啓発活動	11/3、11/9	中東遠総合医療センター	地域イベント普及啓発ブース

② 臓器移植ネットワーク主催の都道府県Co研修会出席

日付	場 所	内 容	日付	場 所	内 容
5/14	オンライン	web研修会	7/31-8/1	オンライン	A級Co研修会(石川Co)
11/12-11/14	オンライン	A級Co研修会(伊藤Co)	2/26-2/27	東京都浜松町	全国都道府県Co連絡会及び会議等

④ その他の勉強会等への出席

日付	場 所	内 容	日付	場 所	内 容
6月3日	オンライン	広島県院内Co連絡会web参加	6月5日	オンライン	兵庫Web勉強会
8月24日	日本医科大学	地域ドナーCoチーム養成コース (ファシリテーター)	8月29日	山形テラサ(山形市)	山形県院内Co研修会(講師)
12月22日	オンライン	広島県院内Co連絡会web参加	2月25日	オンライン	広島県院内Co連絡会
3月18日	JRゲートタワー (名古屋市)	東海北陸ブロック都道府県臓器移植Co会議			

⑤ その他

日付	場 所	内 容	日付	場 所	内 容
5月8日	静岡済生会総合病院	移植委員会	5月15日	中東遠総合医療センター	移植委員会
5月21日	オンライン	移植施設連絡会議	5月26日	オンライン	あっせん評価委員会
6月3日	オンライン	浜松医大連携事業カンファレンス	6月11日	オンライン	厚労省臓器移植委員会
6月12日	静岡済生会総合病院	移植委員会	6月19日	中東遠総合医療センター	移植委員会
7月10日	静岡済生会総合病院	移植委員会	7月17日	中東遠総合医療センター	移植委員会
7月30日	オンライン	厚労省臓器移植委員会	8月21日	中東遠総合医療センター	移植委員会
9月29日	オンライン	あっせん評価委員会	11月13日	静岡済生会総合病院	移植委員会
11月17日	オンライン	あっせん評価委員会	11月20日	中東遠総合医療センター	移植委員会
12月11日	静岡済生会総合病院	移植委員会	12月11日	オンライン	浜松医大連携事業講演(視聴)
12月16日	あざれあ	浜松医大連携事業カンファレンス	12月18日	中東遠総合医療センター	移植委員会
12月24日	オンライン	厚労省臓器移植委員会	1月8日	静岡済生会総合病院	移植委員会
1月23日	浜松医科大	連携事業 脳波測定講演会	1月26日	オンライン	あっせん評価委員会
3月10日	あざれあ	浜松医大連携事業カンファレンス	3月12日	静岡済生会総合病院	移植委員会
3月23日	オンライン	あっせん評価委員会			

⑥ 県外支援

日付	場 所	内 容	日付	場 所	内 容
7/5-7/6	東海大学医学部附属病院	県外提供事例支援(石川Co)	8月1日	日赤愛知医療センター名古屋第一病院	県外提供事例支援(伊藤Co)
11/14-11/15	岐阜大学医学部附属病院	県外提供事例支援(伊藤Co)	11/15-11-16	亀田総合病院(千葉県)	県外提供事例支援(石川Co)
11/26-11/27	名古屋掖済会病院	県外提供事例支援(伊藤Co)	12/21-22	藤田医科大学ばんだね病院	県外提供事例支援(伊藤Co)
12/25-26	金沢大学附属病院	県外提供事例支援(伊藤Co)	3/20-21	新潟県立新発田病院	県外提供事例支援(石川Co)
3月31日	藤田医科大学	県外提供事例支援(石川Co)			

公2 腎臓移植と腎臓病の知識の普及啓発に関する事業

ア 腎臓移植や腎臓病の知識の普及啓発のため、インターネットやイベント、広報誌バンクだより等を活用、イベント等で意思表示カードやパンフレットの配布

ア① 意思表示カード、パンフレット及びポスター等の送付19,339人に配布した。

月	配布及び送付先	内容	送付数
4月	中東遠総合医療センター		60
5月	県立看護専門学校		65
6月	静岡済生会総合病院		250
7月	幸浦郵便局、藤枝市立総合病院、浜松ライオンズクラブ、県立総合病院、バンク事務局前		573
8月	静岡県庁、静岡済生会総合病院、磐田市立総合病院		4,727
9月	バンク事務局前		6
10月	静岡済生会総合病院、西伊豆ライオンズクラブ、LC合同イベント(10/18)、浜松市役所、コンクール応募者		805
11月	成人式、IHIスタジアム、愛知県立半田農業高校		12,279
12月	成人式(追加)、静岡赤十字病院、浜松ろうさい病院、磐田市立総合病院		450
1月	中東遠総合医療センター		50
2月	順天堂大学医学部附属静岡病院		50
3月	市民公開講座		24

② 各市町の健康まつり等のイベントを活用し、一般への普及に努めた。

月日	場所	内容
10月18日	ギャラリーモールソラモ(浜松)	IR12ライオンズクラブ合同アクティビティにおける普及啓発活動
10月25日	イオンタウン葵(浜松)	浜松葵ライオンズクラブ献血活動時における普及啓発活動
11月9日	IAIスタジアム	清水エスパルス試合会場における普及啓発活動

③ 黄色い羽根募金強化月間(9～11月)に全県下 4124件設置

協力団体: 静岡県医師会、静岡県薬剤師会、静岡県歯科医師会、静岡県鍼灸師会、静岡県および市町村社会福祉協議会、金融機関ライオンズクラブ、行政、臓器移植推進協力病院、その他の医療機関、他

④ 広報紙「静岡県腎臓バンクだより 第40号」を作成し、関係機関に送付した。(8600部)

賛助会員、寄付者、黄色い羽根募金協力団体(静岡県医師会、静岡県薬剤師会、静岡県歯科医師会(ほか)、ライオンズクラブ、医療機関、行政関係提供者ご遺族、静岡県腎友会、静岡県タクシー協会、ボランティア、製薬会社等

⑤ ホームページを活用し、最新の情報を提供した。

更新日	ページ	内 容	更新日	ページ	内 容
4月	院内Coブログ	院内移植Co特設ページ(2回更新)	4月14日	お知らせ	R6コンクール作品病院巡回展報告
5月	院内Coブログ	院内移植Co特設ページ(1回更新)	6月	院内Coブログ	院内移植Co特設ページ(5回更新)
7月	お知らせ	R7コンクール開催告知	7月	院内Coブログ	院内移植Co特設ページ(3回更新)
8月	院内Coブログ	院内移植Co特設ページ(2回更新)	9月	お知らせ	グリーンライトアップお知らせ
9月	院内Coブログ	院内移植Co特設ページ(2回更新)	10月	お知らせ	グリーンリボンデーラトアップ写真掲載
10月	院内Coブログ	院内移植Co特設ページ(2回更新)	10月	お知らせ	R7コンクール受賞作紹介
11月	院内Coブログ	院内移植Co特設ページ(1回更新)	12月	院内Coブログ	院内移植Co特設ページ(2回更新)
12月	お知らせ	県臓器移植コーディネーター求人告知	1月	お知らせ	市民公開講座開催告知
1月	院内Coブログ	院内移植Co特設ページ(4回更新)	2月	院内Coブログ	院内移植Co特設ページ(3回更新)
3月	院内Coブログ	院内移植Co特設ページ(2回更新)			

臓器移植推進月間イベント「グリーンライトアップ」22施設

【東部】(初) 共立蒲原総合病院、伊豆今井浜病院、富士川SA大観覧車、富士山世界遺産センター、富士宮市役所

【中部】(初) 藤枝市立総合病院、静岡済生会総合病院、静岡徳洲会病院、駿府城異櫓、静岡市役所静岡庁舎本館「あおい塔」、焼津市立緑

【西部】(初) 聖隷三方原病院、(初) 浜松アクトタワー、磐田市市民文化会館「かたりあ」、磐田市立総合病院、掛川城大守閣、JA静岡厚生連遠州病院、聖隷浜松病院、浜松医療センター、浜松城天守閣、浜松ろうさい病院、ホテルコンソルド浜松

イ 腎臓移植や腎臓病の知識の普及啓発のため、講演会・市民公開講座や移植説明会の実施

イ① 市民公開講座

3月15日	場所	浜松市福祉交流センター
	対象	一般県民
	テーマ/講師	慢性腎臓病の予防・治療法および腎移植について 座長: 理事長 太田信隆 先生 浜松医科大学医学部附属病院 腎臓内科診療課長 安田日出夫 先生 講師: 同 第一内科講師 藤倉知行 先生 同 血液浄化療法部診療助教 石垣さやか先生 同 血液浄化療法部部長 磯部伸介先生 同 レジピエント移植コーディネーター 東田美乃里様

② 移植説明会等の開催（高等学校、中学校、ライオンズクラブ等）

7月25日	場所	アクトシティ浜松
	対象	浜松ライオンズクラブ例会
	講師	静岡県臓器移植コーディネーター（石川Co）
11月12日	場所	清水区辻生涯学習交流館
	対象	地域住民
	講師	静岡県臓器移植コーディネーター（石川Co）

ウ 移植医療の社会的認知度を高めるため、移植を受けた方々が書いた絵や手紙、提供者が残したぬり絵作品に授業で色をぬり、いのちのメッセージを加えた絵、また臓器移植を考えるポスターコンクールの優秀作品の展示を行い、移植医療の尊さ、素晴らしさを伝えた。

ウ① 臓器移植ポスターコンクール「いのちのリレー」作品展巡回（16施設） 来院者（患者、家族など）と院内職員への啓発活動

開催月	開催場所
11月	沼津市立病院、静岡済生会総合病院、JA静岡厚生連遠州病院、聖隷三方原病院
12月	焼津市立総合病院、JA静岡厚生連静岡厚生病院、浜松医療センター
1月	浜松ろうさい病院、静岡赤十字病院、磐田市立総合病院
2月	伊豆今井浜病院、聖隷浜松病院、静岡市立静岡病院、中東遠総合医療センター
3月	静岡徳洲会病院、順天堂大学医学部附属病院

その他公2の事業を達成するための事業

○臓器移植ポスターコンクール「いのちのリレー」開催

6月2日	要項発送	-	県内の中・高校・専門学校427、院内移植コーディネーター設置施設32、図書館28	
9月10日	作品撮影	浜医会議室	千明理事、バンク職員で応募作114点を撮影、一次審査準備	
9月12日～9月19日		一次審査	オンライン	理事10名および院内移植コーディネーター等関係者28名
9月23日		二次審査	あざれあ	理事6名（太田理事長、森副理事長、尾上理事、原木理事、平井理事、藤原理事） および静岡県教育研究会美術研究部部長 小泉憲明様
10月13日		表彰式	あざれあ	理事4名（太田理事長、森副理事長、加藤理事、千明理事） および受賞者11名、受賞者保護者

管理部門

【理事会・評議員会および監査など】

開催日	内容	場所	開催日	内容	場所
4月6日	第31回臨時評議員会	書面決議	5月9日	監事による監査	浜松医科大学会議室
5月26日	第51回定時理事会	シズウェル	6月16日	第32回定時評議員会	シズウェル
7月31日	第52回臨時理事会	書面決議	8月19日	第33回臨時評議員会	書面決議
2月9日	第53回定時理事会	あざれあ	3月24日	第34回臨時評議員会	書面決議

【その他公益法人運営に関する活動】

開催日	内容	場所	活動役員
5月12日	理事会打合せ	焼津市	理事長
5月14日	セキスイハイム東海株式会社 総会にて寄附金贈呈	浜松グランドホテル	千明理事
11月11日	セキスイハイム安全大会にて寄附金贈呈	ブケ東海	千明理事
1月19日	運営会議（令和7年度執行と令和8年度計画について）	静岡セキスイハイム不動産	理事長、 加藤理事、千明理事
1月26日	理事会打ち合わせ	焼津市	理事長
2月23日	静岡県臓器移植コーディネーター採用面接	遠鉄貸会議室	千明理事、山崎監事

【受発信文書確認】

太田理事長：発信文書は都度メールにて決裁、受信文書は月初に前月分をメールにて確認

千明理事：バンク事務所に確認（5/9、9/10）、面接時確認2/23 メール確認（6/5、7/2、8/7、10/30、11/13、12/4、1/15、3/3）

令和7年度収支計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
①基本財産運用収入	4,221,000	4,228,265	△ 7,265
基本財産利息収入	4,221,000	4,228,265	△ 7,265
②特定資産運用収入	52,000	56,590	△ 4,590
退職給付引当資産受取利息収入	3,000	5,937	△ 2,937
その他特定資産受取利息収入	49,000	50,653	△ 1,653
③会費収入	2,520,000	2,538,000	△ 18,000
賛助会員会費収入	2,520,000	2,538,000	△ 18,000
④事業収入	13,181,000	13,181,000	0
移植連絡調整者設置事業収入	11,337,000	11,337,000	0
腎移植普及啓発事業収入	1,844,000	1,844,000	0
⑤補助金等収入	2,354,000	2,790,667	△ 436,667
JOTあっせん事業関係助成金収入	1,144,000	1,698,956	△ 554,956
JOT都道府県支援事業助成金収入	1,210,000	1,091,711	118,289
⑥寄付金収入	3,033,000	3,134,181	△ 101,181
受取寄付金収入	1,614,000	1,596,760	17,240
黄色い羽根募金収入	1,358,000	1,484,861	△ 126,861
自動販売機寄附金収入	61,000	52,560	8,440
⑦雑収入	135,000	140,753	△ 5,753
受取利息収入	0	5,753	△ 5,753
雑収入	135,000	135,000	0
事業活動収入計	25,496,000	26,069,456	△ 573,456
2. 事業活動支出			
①事業費支出			
給料手当支出	11,827,000	12,369,551	△ 542,551
退職給付支出	646,000	645,200	800
福利厚生費支出	2,157,000	2,165,790	△ 8,790
旅費交通費支出	1,234,000	1,341,085	△ 107,085
通信運搬費支出	1,049,000	1,056,077	△ 7,077
消耗品費支出	233,000	153,520	79,480
印刷製本費支出	1,537,000	1,561,730	△ 24,730
賃借料支出	786,000	724,732	61,268
保険料支出	86,000	87,276	△ 1,276
諸謝金支出	280,000	260,000	20,000
委託費支出	565,000	637,020	△ 72,020
広告宣伝費支出	133,000	133,000	0
諸会費支出	150,000	150,000	0
支払手数料支出	32,000	31,838	162
会議費支出	108,000	91,334	16,666
提供関連費支出	114,000	92,783	21,217
会場費支出	221,000	220,280	720
雑支出	43,000	43,300	△ 300
事業費支出計	21,201,000	21,764,516	△ 563,516
②管理費支出			
給料手当支出	2,044,000	2,056,542	△ 12,542
退職給付支出	317,000	76,800	240,200
福利厚生費支出	232,000	236,720	△ 4,720
会議費支出	47,000	41,046	5,954
旅費交通費支出	224,000	247,338	△ 23,338
通信運搬費支出	223,000	233,788	△ 10,788
消耗品費支出	64,000	100,831	△ 36,831
印刷製本費支出	54,000	10,050	43,950
光熱水料費支出	52,000	51,145	855
賃借料支出	147,000	143,030	3,970
保険料支出	13,000	13,274	△ 274
諸会費支出	14,000	13,975	25
支払手数料支出	70,000	69,756	244
委託費支出	680,000	666,600	13,400
雑支出	112,000	95,680	16,320
管理費支出計	4,293,000	4,056,575	236,425
事業活動支出計	25,494,000	25,821,091	△ 327,091
事業活動収支差額	2,000	248,365	△ 246,365

II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
①基本財産取崩収入			
投資有価証券売却収入	138,800,000	138,800,000	0
基本財産取崩収入計	138,800,000	138,800,000	0
②特定資産取崩収入			
投資有価証券売却収入	5,000,000	5,000,000	0
特定資産取崩収入計	5,000,000	5,000,000	0
投資活動収入計	143,800,000	143,800,000	0
2. 投資活動支出			
①基本財産取得支出			
投資有価証券取得支出	137,907,000	137,907,494	△ 494
基本財産取得支出計	137,907,000	137,907,494	△ 494
②特定資産取得支出			
投資有価証券取得支出	5,006,000	5,006,000	0
退職給付引当資産取得支出	0	240,000	△ 240,000
特定資産取得支出計	5,006,000	5,246,000	△ 240,000
③固定資産取得支出			
什器備品購入支出	0	179,630	△ 179,630
固定資産取得支出計	0	179,630	△ 179,630
投資活動支出計	142,913,000	143,333,124	△ 420,124
投資活動収支差額	887,000	466,876	420,124
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 他会計振替額	0	0	0
V 予備費支出	0		0
当期収支差額	889,000	715,241	173,759
前期繰越収支差額	2,369,568	2,369,568	0
次期繰越収支差額	3,258,568	3,084,809	173,759

令和7年度正味財産増減計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	4,328,351	4,099,126	229,225
基本財産受取利息	4,328,351	4,099,126	229,225
② 特定資産運用益	52,530	34,548	17,982
退職給付引当資産受取利息	5,937	349	5,588
その他特定資産受取利息	46,593	34,199	12,394
③ 受取会費	2,538,000	2,225,000	313,000
賛助会員受取会費	2,538,000	2,225,000	313,000
④ 事業収益	13,181,000	13,181,000	0
移植連絡調整者設置事業収益	11,337,000	11,337,000	0
腎移植普及啓発事業収益	1,844,000	1,844,000	0
⑤ 受取補助金等	2,790,667	2,187,861	602,806
JOTあっせん事業関係助成金	1,698,956	865,428	833,528
JOT都道府県支援事業助成金	1,091,711	1,322,433	△ 230,722
⑥ 受取寄付金	3,134,181	3,369,119	△ 234,938
受取寄付金	1,596,760	1,621,796	△ 25,036
黄色い羽根募金収益	1,484,861	1,681,765	△ 196,904
自動販売機寄附金収益	52,560	65,558	△ 12,998
⑦ 雑収益	140,753	136,176	4,577
受取利息	5,753	1,176	4,577
雑収益	135,000	135,000	0
経常収益計	26,165,482	25,232,830	932,652
(2) 経常費用			
① 事業費			
給料手当	11,988,595	11,939,712	48,883
退職給付費用	645,200	720,000	△ 74,800
福利厚生費	2,165,790	2,117,327	48,463
旅費交通費	1,341,085	1,506,101	△ 165,016
通信運搬費	1,056,077	1,044,521	11,556
減価償却費	29,938	20,109	9,829
消耗品費	153,520	427,486	△ 273,966
印刷製本費	1,561,730	1,446,342	115,388
賃借料	724,732	834,408	△ 109,676
保険料	87,276	87,400	△ 124
諸謝金	260,000	170,000	90,000
支払助成金	0	600,000	△ 600,000
委託費	637,020	565,258	71,762
広告宣伝費	133,000	39,600	93,400
諸会費	150,000	150,000	0
支払手数料	31,838	31,776	62
会議費	91,334	177,669	△ 86,335
提供関連費	92,783	128,413	△ 35,630
会場費	220,280	244,161	△ 23,881
雑費	43,300	46,800	△ 3,500
事業費計	21,413,498	22,297,083	△ 883,585

②管理費			
給料手当	2,056,542	2,024,475	32,067
退職給付費用	316,800	288,000	28,800
福利厚生費	236,720	243,111	△ 6,391
会議費	41,046	15,512	25,534
旅費交通費	247,338	207,461	39,877
通信運搬費	236,282	197,670	38,612
消耗品費	100,831	6,462	94,369
印刷製本費	10,050	11,990	△ 1,940
光熱水料費	51,145	51,100	45
賃借料	143,030	159,387	△ 16,357
保険料	13,274	0	13,274
諸会費	13,975	8,975	5,000
支払手数料	69,756	76,816	△ 7,060
委託費	666,600	668,888	△ 2,288
雑費	95,680	71,697	23,983
管理費計	4,299,069	4,031,544	267,525
経常費用計	25,712,567	26,328,627	△ 616,060
評価損益等調整前当期経常増減額	452,915	△ 1,095,797	1,548,712
当期経常増減額	452,915	△ 1,095,797	1,548,712
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
その他の経常外収益			
過年度修正益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
その他の経常外費用			
過年度修正損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	452,915	△ 1,095,797	1,548,712
当期一般正味財産増減額	452,915	△ 1,095,797	1,548,712
一般正味財産期首残高	26,243,845	27,339,642	△ 1,095,797
一般正味財産期末残高	26,696,760	26,243,845	452,915
II 指定正味財産増減の部			
①基本財産受取利息	3,878,218	3,805,262	72,956
一般正味財産への振替額	△ 3,878,218	△ 3,805,262	△ 72,956
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	293,627,369	293,627,369	0
指定正味財産期末残高	293,627,369	293,627,369	0
III 正味財産期末残高	320,324,129	319,871,214	452,915

令和7年度 貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	2,849,941	1,849,586	1,000,355
未収金	843,763	1,097,313	△ 253,550
貯蔵品	4,244	6,738	△ 2,494
前払金	42,463	24,200	18,263
立替金	36,553	0	36,553
流動資産合計	3,776,964	2,977,837	799,127
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	306,051,052	306,843,472	△ 792,420
定期預金	339,000	339,000	0
基本財産合計	306,390,052	307,182,472	△ 792,420
(2) 特定資産			
運用財産基金	11,004,508	11,002,568	1,940
退職給付引当資産	2,842,000	2,602,000	240,000
減価償却引当資産	500,000	500,000	0
特定資産合計	14,346,508	14,104,568	241,940
(3) その他固定資産			
什器備品	149,697	5	149,692
その他固定資産合計	149,697	5	149,692
固定資産合計	320,886,257	321,287,045	△ 400,788
資産合計	324,663,221	324,264,882	398,339
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	470,458	316,292	154,166
前受収益	29,242	93,573	△ 64,331
預り金	188,211	191,666	△ 3,455
賞与引当金	809,181	1,190,137	△ 380,956
流動負債合計	1,497,092	1,791,668	△ 294,576
2. 固定負債			
退職給付引当金	2,842,000	2,602,000	240,000
固定負債合計	2,842,000	2,602,000	240,000
負債合計	4,339,092	4,393,668	△ 54,576
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
受贈投資有価証券	293,627,369	293,627,369	0
指定正味財産合計	293,627,369	293,627,369	0
(うち基本財産への充当額)	293,627,369	293,627,369	0
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	26,696,760	26,243,845	452,915
(うち特定資産への充当額)	12,762,683	13,555,103	△ 792,420
(うち特定資産への充当額)	11,504,508	11,502,568	1,940
正味財産合計	320,324,129	319,871,214	452,915
負債及び正味財産合計	324,663,221	324,264,882	398,339

令和7年度 財産目録
(令和8年3月31日現在)

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等		使用目的等	金 額		
(流動資産)	現金預金						
	現金	手元保管		運転資金として	16,980		
	普通預金	遠州信用金庫	半田支店	運転資金として	2,662,918		
		遠州信用金庫	半田支店	運転資金として	26,285		
		静岡銀行	上島支店	運転資金として	42,722		
		浜松いわた信用金庫	有玉支店	運転資金として	7,952		
		静岡信用金庫	本店	運転資金として	41,583		
		振替貯金	ゆうちょ銀行	〇八五	運転資金として	5,485	
				〇八九	運転資金として	46,016	
			＜現金・預金計＞			2,849,941	
	未収金	利付国債他経過利息		公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源としている。	153,749		
		定期預金他経過利息		運用財産基金以外の特定資産としている。	14,655		
		公益社団法人日本臓器移植ネットワーク		令和7年度都道府県支援事業	228,994		
		公益社団法人日本臓器移植ネットワーク		令和7年度あっせん関係事業	439,515		
		公益社団法人日本臓器移植ネットワーク		令和7年度ドナー家族支援関係事業	6,850		
		＜未収金計＞			843,763		
		貯蔵品	日本郵便		切手	4,244	
				＜貯蔵品計＞	4,244		
	前払金	公益財団法人静岡産業振興協会		令和7年度会議室借料(7/3)	26,180		
男女共同参画センター交流会議		令和7年度会議室借料(4/21)	9,500				
三井住友ファイナンス&リース株式会社		ノートPCリース料(R8.4月～R9.1月)	6,783				
＜前払金計＞			42,463				
立替金	トヨタファイナンス株式会社		燃料費 3月職員使用分	36,553			
			＜立替金計＞	36,553			
流動資産合計					3,776,964		
(固定資産)	基本財産	投資有価証券	122回利付国債(20年)		公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源としている。	49,835,562	
			157回利付国債(20年)		同 上	79,074,794	
			3-1回浜松市債		同 上	10,000,000	
			3-1回浜松市債		同 上	4,000,000	
			180回利付国債(20年)		同 上	5,070,080	
			182回利付国債(20年)		同 上	20,176,448	
			192回利付国債(20年)		同 上	98,121,940	
			R6年度1-3号 三重県債		同 上	39,772,228	
			遠州信用金庫 半田支店		同 上	49,000	
			遠州信用金庫 半田支店		同 上	290,000	
			＜基本財産計＞			306,390,052	
	特定資産	運用財産基金	＜投資有価証券＞				
			772回東京都公募公債		公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源としている。	5,000,854	
			473回利付国債(2年)		同 上	5,003,654	
			＜定期預金＞				
		退職給付引当資産	浜松いわた信用金庫 有玉支店		同 上	1,000,000	
			＜定期預金＞				
			浜松いわた信用金庫 有玉支店		職員退職給付引当金見合の引当資産として管理している。	650,000	
			浜松いわた信用金庫 有玉支店		同 上	1,400,000	
			浜松いわた信用金庫 有玉支店		同 上	312,000	
			浜松いわた信用金庫 有玉支店		同 上	240,000	
			浜松いわた信用金庫 有玉支店		同 上	240,000	
		減価償却引当資産	＜定期預金＞				
			浜松いわた信用金庫 有玉支店		資産取得のための資金として管理している。	500,000	
		＜特定資産計＞			14,346,508		
		その他固定資産	什器備品	ノートパソコン	1台	HP C4HYOAT	公益目的の用に供している。
	ノートパソコン			4台		同 上	4
	ハーティーパンティングパルーン					同 上	1
	＜その他固定資産計＞			149,697			
	固定資産合計					320,886,257	
	資産合計					324,663,221	

(流動負債)	未払金	社会保険料3月分		139,150
		3月分職員交通費		95,208
		リースカー燃料費2月分、3月分		68,894
		あっせん時間外分給与3月分		63,000
		野中会計事務所委託費3月分		55,000
		リースカーETC利用料金2月、3月分		34,630
		コピー機カウント料金3月分		14,576
			＜未払金計＞	470,458
	前受収益	令和8年度分黄色い羽根募金		29,242
			＜前受収益計＞	29,242
	預り金	職員	社会保険料	126,991
		職員	源泉所得税	61,220
		＜預り金計＞	188,211	
賞与引当金	職員に対する賞与の支払に備えたもの		809,181	
		＜賞与引当金計＞	809,181	
流動負債合計				1,497,092
(固定負債)	退職給付引当金	職員に対する退職金の支払に備えたもの		2,842,000
			＜退職給付引当金計＞	2,842,000
固定負債合計				2,842,000
負債合計				4,339,092
正味財産				320,324,129

令和 8 年度 事業計画書

自：令和 8 年 4 月 1 日

至：令和 9 年 3 月 31 日

<基本方針>

令和 8 年度、当財団は設立 40 周年を迎えるにあたり、法人名称を（公財）静岡県腎臓バンクから（公財）静岡県臓器バンクと変更することとなった。これは、平成 9 年の「臓器の移植に関する法律」により脳死臓器移植が可能となった以降、腎臓を含めた臓器移植全般の普及啓発活動や多臓器移植のあっせん協力を実施している実態に合わせ、団体の活動や意義をわかりやすくするため名称変更を行うものである。

普及啓発活動については、「臓器の移植に関する法律」第 3 条に行政の責務として『移植医療について国民の理解を深めるための措置を講ずる』と明記されており、財団は行政と協同し、県内の普及啓発活動を積極的に行う。昨年度、県が実施した県政インターネットモニターアンケートでは、意思表示率が 19.3%と内閣府世論調査とほぼ同様の所持率であったが、更なる意思表示率アップのため各医療機関にも協力頂き各種イベントや公園など理解を深める啓発活動を進める。

静岡県の臓器提供及び臓器移植については、令和 7 年度 4 つの医療機関で 5 人の方から脳死下臓器提供を頂き、県内 2 人の透析患者様に腎移植を行うことができた。令和 8 年度も（（公社）日本臓器移植ネットワークおよび（一社）中部日本臓器提供支援協会）と協力し臓器提供から臓器移植までの一連の流れが円滑に進むよう支援を行う。

また、医療機関の体制整備や院内移植コーディネーターに対する教育など人材育成活動も継続的に実施する。

○ 公益目的事業 1：腎臓移植の普及啓発に関する事業

【医療機関の体制整備に関する事業】

① 医療機関の巡回と支援、ホームページによる情報共有

対 象：臓器移植推進協力病院、院内移植コーディネーター設置施設

内 容：県 Co が医療機関を巡回し、勉強会やシミュレーションなど、院内の体制整備を実施する。巡回の他、ホームページを活用し情報の共有に努める。

警察・消防・タクシー協会・児童相談所等 提供関連機関との連携強化

【臓器のあっせんに関する事業】

② 臓器提供事例発生時の連絡調整

あっせん法人のコーディネーターと協同し、臓器提供にかかる支援と調整を行う。

内 容：家族面談と家族支援、院内調整や法的脳死判定の支援、臓器摘出、臓器搬送、情報公開、提供後の振り返り会の参加。

③ 臓器提供後の家族支援：

内 容：葬儀参列・感謝状（厚生労働大臣・財団）贈呈、移植経過報告・サンクスレター持参。提供後供後 1 年を目途に家族フォローを行う。

【医療者向け会議・勉強会】

- ④ 院内移植 Co 連絡会（県委託事業 12 回/年）
内 容：院内移植 Co の人材育成・情報共有のための勉強会
- ⑤ 臓器提供・移植対策協議会（県委託事業 1 回以上/年）
内 容：臓器提供の事例共有。体制整備の意見交換会。対象：医師・院内 Co 等
- ⑥ 腎移植担当医懇談会 1～2 回開催（Web 開催）
内 容：腎臓移植施設医師を対象とした事例共有、諸問題の検討。

【助成事業（応募型）】

なし

【臓器提供協力金の交付】

なし

○ 公益目的事業 2：腎臓移植と腎臓病の知識の普及啓発に関する事業

- ① 設立 40 周年記念事業と法人名称変更に関する広報活動
 - ・ 座談会の実施、広報誌にて広報、ニューズレターにて告知
- ② 臓器移植普及推進月間（10 月）における活動とメディアを活用した広報
 - ・ 県内モニュメントや医療機関建物等のグリーンライトアップ
 - ・ 臓器移植対策功労者表彰推薦（国民大会：新潟市）
 - ・ 意思表示カード配布活動（ライオンズクラブ・県内サッカーチーム公式試合）
- ③ 黄色い羽根募金活動（強化月間：9 月～11 月）
対象：県医師会、県薬剤師会、県歯科医師会、県看護協会、行政、病院等関連団体他
- ④ ポスターコンクールと作品の巡回展示
学生対象のポスターコンクールの実施と県内医療機関の作品巡回展示実施
- ⑤ 中学校、高等学校、公民館等での「命の授業」
中学校・高等学校・公民館等での臓器提供や臓器移植の理解を深める勉強会実施。

○ その他、目的を達成するために必要な事業

- ① ホームページのリニューアル（法人名称変更と設立 40 周年記念）
- ② 財政基盤の強化（賛助会員・寄付先の拡充）→関係機関へ支援依頼。

○ 法人関係

- ・ 定時理事会 ： 2 回 （5 月・2 月頃）
- ・ 定時評議員会 ： 1 回 （6 月）
- ・ 通常監査 ： 1 回
- ・ 県による監査

令和8年度 収支予算書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	R08年度 予算額	R07年度 補正予算額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
①基本財産運用収入			
基本財産利息収入	4,294,000	4,221,000	73,000
②特定資産運用収入	55,000	52,000	3,000
退職給付引当資産受取利息収入	6,000	3,000	3,000
その他特定資産受取利息収入	49,000	49,000	0
③会費収入	2,520,000	2,520,000	0
賛助会員会費収入	2,520,000	2,520,000	0
④事業収入	13,181,000	13,181,000	0
移植連絡調整者設置事業収入	11,337,000	11,337,000	0
腎移植普及啓発事業収入	1,844,000	1,844,000	0
⑤補助金等収入	2,349,000	2,354,000	△ 5,000
JOTあっせん事業関係助成金収入	849,000	1,144,000	△ 295,000
JOT都道府県支援事業助成金収入	1,500,000	1,210,000	290,000
⑥寄付金収入	2,827,000	3,033,000	△ 206,000
受取寄付金収入	1,272,000	1,614,000	△ 342,000
黄色い羽根募金収入	1,492,000	1,358,000	134,000
自動販売機寄附金収入	63,000	61,000	2,000
⑦雑収入	135,000	135,000	0
受取利息収入	0	0	0
雑収入	135,000	135,000	0
事業活動収入計	25,361,000	25,496,000	△ 135,000
2. 事業活動支出			
①事業費支出			
給料手当支出	9,057,000	9,344,000	△ 287,000
賞与支出	2,863,000	2,483,000	380,000
退職給付支出	460,000	646,000	△ 186,000
福利厚生費支出	1,995,000	2,157,000	△ 162,000
旅費交通費支出	1,141,000	1,234,000	△ 93,000
通信運搬費支出	1,008,000	1,049,000	△ 41,000
消耗品費支出	196,000	233,000	△ 37,000
什器備品費支出	0	0	0
印刷製本費支出	1,794,000	1,537,000	257,000
賃借料支出	724,000	786,000	△ 62,000
保険料支出	89,000	86,000	3,000
諸謝金支出	130,000	280,000	△ 150,000
委託費支出	825,000	565,000	260,000
広告宣伝費支出	168,000	133,000	35,000
諸会費支出	150,000	150,000	0
支払手数料支出	31,000	32,000	△ 1,000
会議費支出	221,000	108,000	113,000
提供関連費支出	102,000	114,000	△ 12,000
会場費支出	292,000	221,000	71,000
支払助成金支出	0	0	0
雑支出	42,000	43,000	△ 1,000
事業費支出計	21,288,000	21,201,000	87,000
②管理費支出			
給料手当支出	1,673,000	1,673,000	0
賞与支出	371,000	371,000	0
退職給付支出	307,000	317,000	△ 10,000
福利厚生費支出	237,000	232,000	5,000
会議費支出	22,000	47,000	△ 25,000
旅費交通費支出	159,000	224,000	△ 65,000
通信運搬費支出	276,000	223,000	53,000
消耗品費支出	18,000	64,000	△ 46,000
印刷製本費支出	15,000	54,000	△ 39,000
光熱水料費支出	54,000	52,000	2,000
賃借料支出	149,000	147,000	2,000
保険料支出	13,000	13,000	0
諸会費支出	14,000	14,000	0
支払手数料支出	76,000	70,000	6,000
委託費支出	667,000	680,000	△ 13,000
雑支出	36,000	112,000	△ 76,000
管理費支出計	4,087,000	4,293,000	△ 206,000
事業活動支出計	25,375,000	25,494,000	△ 119,000
事業活動収支差額	△ 14,000	2,000	△ 16,000

II	投資活動収支の部			
1.	投資活動収入			
①	基本財産取崩収入			
	投資有価証券売却収入	0	138,800,000	△ 138,800,000
②	特定資産取崩収入			
	運用財産取崩収入	0	5,000,000	△ 5,000,000
	特定資産取崩収入計	0	143,800,000	△ 143,800,000
	投資活動収入計	0	143,800,000	△ 143,800,000
2.	投資活動支出			
①	基本財産取得支出			
	投資有価証券取得支出	0	137,907,000	△ 137,907,000
②	特定資産取得支出			
	運用財産取得支出	0	5,006,000	△ 5,006,000
	特定資産取得支出計	0	142,913,000	△ 142,913,000
	投資活動支出計	0	142,913,000	△ 142,913,000
	投資活動収支差額	0	887,000	△ 887,000
III	財務活動収支の部			
1.	財務活動収入			
	財務活動収入計	0	0	0
2.	財務活動支出			
	財務活動支出計	0	0	0
	財務活動収支差額	0	0	0
IV	他会計振替額	0	0	0
V	予備費支出	0		0
	当期収支差額	△ 14,000	889,000	△ 903,000
	前期繰越収支差額	3,258,568	2,369,568	889,000
	次期繰越収支差額	3,244,568	3,258,568	△ 14,000